

和歌山県ドクターヘリ運航事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、重篤救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図るため、和歌山県立医科大学附属病院を所有し、救命救急センターを運営する公立大学法人和歌山県立医科大学が実施するドクターヘリ運航事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知別添）に基づき実施するドクターヘリ導入促進事業（以下「ドクターヘリ導入促進事業」という。）とする。

(補助金額)

第3条 前項各号に掲げる補助事業の基準額、対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、次の各号により算出された額を各々比較して、最も少ない額とする。

- (1) 別表に掲げる補助事業の区分ごとに定める基準額に同表の当該区分に定める補助率を乗じて得た額
- (2) 別表に掲げる補助事業の区分ごとに定める対象経費の実支出額に同表の当該区分に定める補助率を乗じて得た額
- (3) 別表に掲げる補助事業の区分ごとに定める総事業額から救急搬送診療料等及び寄付金その他収入額を控除した額

3 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提 出 部 数	提出期限
事業計画書	別記第1号様式	1部	別に定める。
経費所要額調	別記第2号様式		
所要額明細書	別記第3号様式		
事業に係る歳入歳出 予算書（見込書）の抄本			
その他参考となるべき資料			

(交付条件)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第6条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提 出 部 数	提出期限
事業実績報告書	別記第 5 号様式	1 部	別に定める。
経費所要額精算書	別記第 6 号様式		
実績額明細書	別記第 7 号様式		
事 業 に 係 る 歳 入 歳 出 決算書（見込書）の抄本			
その他参考となるべき資料			

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 1 月 3 1 日から施行し、平成 1 8 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 3 月 6 日から施行し、平成 2 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日から施行し、平成 3 0 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 2 0 日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 5 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

(別表)

事業区分	基準額	対象経費	補助率
ドクターヘリ導入促進事業	平成21年5月13日厚生労働省発医政第0513001号厚生労働省事務次官通知の別紙「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」の別表2の第4欄(1)に定める基準額の合計	平成21年5月13日厚生労働省発医政第0513001号厚生労働省事務次官通知の別紙「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」の別表2の第5欄に定める経費	10分の10以内